

奨学会規約、奨学会関連規程

フェリス女学院大学奨学会規約

1985年6月22日制定	
1989年6月17日改正	1994年6月18日改正
1997年6月28日改正	2004年6月19日改正
2008年6月14日改正	2009年6月13日改正
2015年6月20日改正	2019年6月22日改正
2020年9月18日改正	2024年6月29日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、フェリス女学院大学奨学会(以下「本会」という。)
と称する。

(目的)

第2条 本会は、フェリス女学院大学(以下「大学」という。)と学生
の家庭との連絡を密にして、意思の疎通を図り、大学の教育
研究に必要な事業を援助し、あわせて会員相互の親睦を図る
ことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業
を行う。

学生の諸活動に対する支援事業

- (1) 教育活動及び環境整備に対する支援事業
- (2) 奨学事業
- (3) 会員相互、会員と教職員との親睦・交流に関する事業
- (4) 会員の慶弔に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、大学に在籍する学部学生の父母等保証
人とする。

第2章 総会

(総会)

第5条 本会の最高議決機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。なお、会長に事故
あるときは、副会長がこれに当たる。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年度1回
6月に、臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき又は会員
の3分の1以上の者から要求があったときに招集する。
- 4 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 常任委員の選任及び解任に関する事項

(4) 規約その他本会諸規則の改廃に関する事項

(5) その他常任委員会が本会の運営上必要と認めた事項

5 総会は、会員の4分の1以上の者の出席(委任状を含む。)を
もって成立する。

6 総会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のと
きは議長がこれを決する。

第3章 常任委員、常任委員会

(常任委員及び常任委員会)

第6条 本会に常任委員及び常任委員で構成された常任委員会
を置く。

(常任委員の選任)

第7条 常任委員は、学年及び学科の代表として、本会事業の運
営を担う。

2 常任委員会は、毎年度、1年次入学者の父母等保証人であ
る会員の中から次のとおり常任委員の候補者を選出し、総会
で常任委員の選任について承認を得るものとする。

(1) 文学部各学科から各2名

(2) 音楽学部から2名

(3) 国際交流学部国際交流学科から3名

3 候補者の選出に当たり、前項各号に掲げる員数を満たすこと
が困難な場合、他学部他学科の会員を充てることができる。た
だし、原則として1名は当該学科の会員でなければならない。

4 常任委員の任期は、当該委員の子女である学生の在籍期間
を上限とする。

(常任委員の交代)

第8条 常任委員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その
地位を喪失する。

(1) 会員としての資格を失ったとき

(2) 総会で解任の決議をしたとき

(3) 辞任の申し出をしたとき

2 常任委員に欠員が生じ、会長がその補充が必要であると判
断したとき、常任委員会は前条の規定に準じて、補充する常任
委員の候補者を選出し、総会の承認を得なければならない。

3 前項により常任委員の候補者に選出された者は、選出された
日から総会において選任されるまでの間、暫定常任委員とし
て常任委員と同等の権限を有するものとする。

(常任委員会の運営)

第9条 常任委員会は、会長が招集し、その議長となる。

なお、会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

2 常任委員会は、定時委員会及び臨時委員会とし、臨時委員会
は、必要あるときに随時招集する。

- 3 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 本会の事業に関する事項
 - (2) 総会の招集及び議案内容に関する事項
 - (3) 本会の予算及び決算に関する事項
 - (4) 第13条に定める専門部会の検討事案に関する事項
 - (5) 常任委員候補者の選出に関する事項
 - (6) 第10条に定める役員の選任及び解任に関する事項
 - (7) その他本会の運営に関する重要事項
- 4 常任委員会は、常任委員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 5 常任委員会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第4章 役員、役員会

(役員及び役員会)

第10条 本会に次に掲げる役員及び役員で構成された役員会を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書 記 3名
 - (4) 会 計 2名
 - (5) 監 査 2名
- 2 役員の職務及び権限は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は、総会及び常任委員会等の議事録作成のほか、会長及び副会長の職務を補佐する。
 - (4) 会計は、本会の会計事務の処理に当たる。
 - (5) 監査は、本会の会計及び収支決算を監査する。
 - 3 役員は、常任委員会において常任委員の中から互選によって選任する。なお、選任にあたっては、監査を除き他の役員を兼務することを妨げない。
 - 4 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
(役員の交代)

第11条 役員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その地位を喪失する。

- (1) 常任委員としての地位を失ったとき
 - (2) 常任委員会で解任の決議をしたとき
 - (3) 辞任の申し出をしたとき
- 2 役員に欠員が生じたとき、常任委員会は必要に応じて常任委員の中から前条の規定に準じて欠員を補充するものとする。
 - 3 前2項により役員に変更が生じた場合、会長はこのことを会員に周知しなければならない。
(役員会の運営)

第12条 役員会は、会長が適宜招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、本会が行う事業及び本会の運営に関する事項を審議する。
- 3 役員会は、第13条に定める専門部会の部会長及び役員以外の者の出席を求めることができる。

- 4 会長は、役員会のほか、必要に応じて会長及び副会長で構成された会議を適宜開催する。

第5章 専門部会

(専門部会)

第13条 常任委員会は、本会の事業を円滑に遂行するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 総務部会 本会の運営に関する事項(主に大学行事関連活動)の推進
 - (2) 企画部会 本会各種行事の企画・運営(会員と大学との懇談会、常任委員による懇親会)
 - (3) 広報部会 本会ホームページの管理、奨学会報発行等会員への広報活動
- 2 常任委員は、前項に掲げる専門部会のいずれかに所属するものとする。
 - 3 専門部会にそれぞれ部会長を置き、当該部会に所属する常任委員の互選により選出された者がこれに当たる。
なお、任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 本会の年会費は大学に在籍する会員の子女1名につき8,000円とする。

- 2 前項の会費は、在籍期間中毎年度、大学が授業料等学納金とともに代理徴収する。
- 3 一旦徴収した会費は、原則として返金しない。
(常任委員の交通費)

第16条 常任委員が、常任委員会、専門部会等本会の運営に関連する会議その他大学行事への出席など、本会の事業運営を遂行するために要した交通費は、別に定める基準により支給する。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会計監査は、会計年度終了後3か月以内に行わなければならない。
(弔慰金)

第18条 本会の弔慰金に関する取扱いは、別に定める。

第7章 顧問、事務局

(顧問)

第19条 本会に顧問を置き、大学各学部の学部長及び学生部長がこれに当たる。

- 2 顧問は、必要により本会の運営に関する相談を受けるとともに、本会の運営に関し助言を行う。

(事務局)

第20条 本会は、本会の事業を実施し、かつ事務を処理するために大学内に事務局を置く。

2 会長は、大学長の承認を得て、本会の事務を大学事務部総務課に委託する。

第8章 その他の事項

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任委員会が決定する。

2 前項により決定した事項は、会員に周知するものとする。

(規約の改廃)

第22条 この規約の改廃は、総会において、会員の3分の1以上の者が出席(委任状を含む。)し、出席者の3分の2以上の者の承認を得て行うものとする。

附 則[1985年6月22日総会決定]

この規約は、1985年6月22日から施行する。

附 則[1989年6月17日総会決定]

この規約は、1989年6月17日から施行する。

附 則[1994年6月18日総会決定]

この規約は、1994年6月18日から施行する。

附 則[1997年6月28日総会決定]

この規約は、1997年6月28日から施行する。

附 則[2004年6月19日総会決定]

この規約は、2004年6月19日から施行する。

附 則[2008年6月14日総会決定]

この規約は、2008年6月14日から施行する。

附 則[2009年6月13日総会決定]

この規約は、2009年6月13日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則[2015年6月20日総会決定]

この規約は、2015年6月20日から施行する。

附 則[2019年6月22日総会決定]

この規約は、2019年6月22日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、2020年9月18日から施行し、2020年4月1日から適用する。

奨学会弔慰金に関する内規

1970年4月 1日制定

1989年6月17日改正 1996年6月15日改正

2006年6月17日改正 2015年6月20日改正

2017年6月24日改正 2020年9月18日改正

(目的)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学奨学会規約(1985年6月22日制定)第18条の規定に基づき、フェリス女学院大学奨学会会員及びフェリス女学院大学学部学生に対する弔意に関し、必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金)

第2条 学部学生又はその父母が死亡し、大学に所定の手続きが行われた場合は、20,000円の弔慰金を支出する。

(内規の改廃)

第3条 この内規の改廃は、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、1970年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1989年6月17日から施行する。

附 則

この内規は、1996年6月15日から施行する。

附 則

この内規は、2006年6月17日から施行する。

附 則

この内規は、2015年6月20日から施行する。

附 則

この内規は、2017年6月24日から施行する。

附 則

この内規は、2020年9月18日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

奨学会常任委員交通費の支給に関する内規

2015年6月20日制定

(目的)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学奨学会規約(1985年6月22日制定)第16条の規定に基づき、フェリス女学院大学奨学会(以下「本会」という。)常任委員の交通費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給基準)

第2条 常任委員が、常任委員会、専門部会等本会の運営に関連する会議その他大学行事への出席など、本会の事業運営を遂行するために要した交通費は、以下のとおり支給する。

- (1) 交通費は、原則として常任委員の居住地から目的地まで公共交通機関(鉄道、バス、船、飛行機)を利用した場合の実費とする。ただし、年額5,000円を限度とする。
- (2) タクシーについては、やむを得ない理由により利用した場合に限り支給する。

(会計処理)

第3条 前条の交通費は、法令の定めにより適正な方法により支給するものとする。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、2015年6月20日から施行する。